

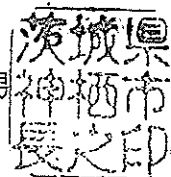


神栖市告示141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年12月13日

神栖市長 保立 一男



1. 都市計画を変更する土地の区域

(名称)

(土地の区域)

5・5・103 土研跡防災公園

神栖市木崎字二ノ分の一部

字三ノ分の一部

2. 縦覧場所

神栖市都市整備部都市計画課

鹿島臨海都市計画公園の変更(神栖市決定)

都市計画公園中 4・4・102号 土研跡防災公園を5・5・103号 土研跡防災公園に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総合公園	5・5・103	土研跡防災公園	神栖市木崎字二ノ分, 字三ノ分の各一部	約11.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

防災公園のアリーナを緊急避難所として活用するとともに、備蓄倉庫・救援救護活動スペース等の屋内に求められる防災機能を補い、公園全体の防災機能を向上させるため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。

### 3. 新 旧 対 照 表

5・5・103号 土研跡防災公園

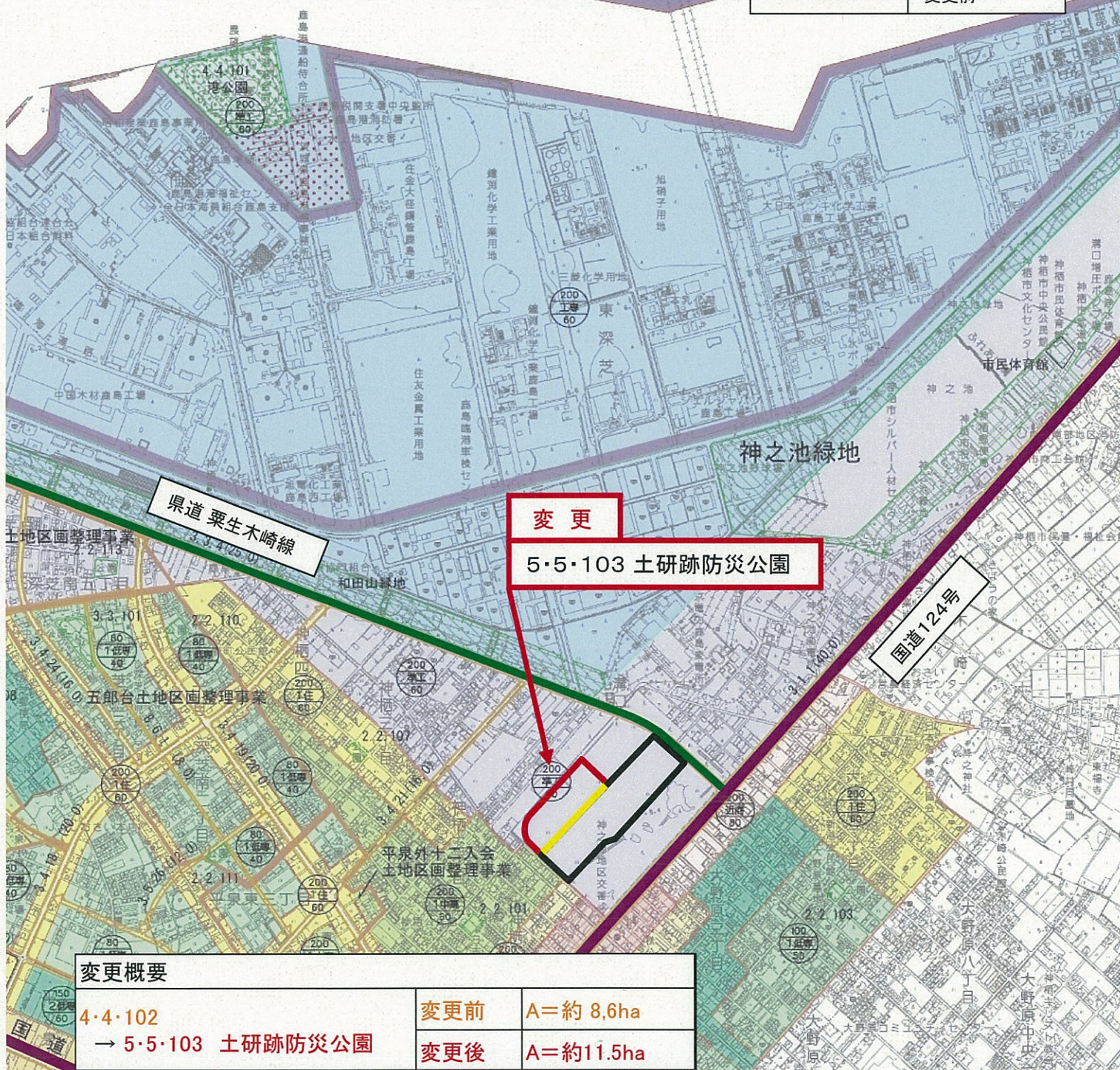
	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
新	総合公園	5・5・103	土研跡防災公園	神栖市木崎字二ノ分, 字三ノ分の各一部	約11.5ha	※名称 と面積の 変更
旧	地区公園	4・4・102	土研跡防災公園	神栖市木崎字二ノ分 字三ノ分の各一部	約8.6ha	

# 位置図



# 鹿島臨海都市計画公園の変更 (神栖市決定)

凡 例	
	既決定
	変更後
	変更前



## 変更概要

4・4・102  
→ 5・5・103 土研跡防災公園

変更前	A=約 8,6ha
変更後	A=約11.5ha

## 【変更理由】

防災公園のアリーナを緊急避難所として活用するとともに、備蓄倉庫・救援救護活動スペース等の屋内に求められる防災機能を補い、公園全体の防災機能を向上させるため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。